いう。以下この条において同じ。）ごとに調整後排出係数（他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数であって、電気事業者における国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量のうち適切と認められるものの取得等を反映したものをいう。以下この条において同じ。）及び当該調整後排出係数を求めるために必要となった情報を収集するとともに、その内容を確認し、当該調整後排出係数を公表するものとする。

様式第１　（略）

第１表～第４表　（略）

第５表の１　調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量の量

種別	合計量
１．	t-CO_2
２．	t-CO_2
３．	t-CO_2
４．	t-CO_2

備考　本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量を記載すること。併せて、第５表の２に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、第５表の３に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を記載すること。

（削る）

法（昭和二十九年法律第百七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者及び同項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。以下この条において同じ。）ごとに調整後排出係数（他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数であって、電気事業者における算定割当量の取得及び管理口座への移転等を反映したものをいう。以下この条において同じ。）及び当該調整後排出係数を求めるために必要となった情報を収集するとともに、その内容を確認し、当該調整後排出係数を公表するものとする。

様式第１　（略）

第１表～第４表　（略）

第５表の１　調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた京都メカニズムクレジットの量、国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量の量

種別	合計量
１．京都メカニズムクレジット	t-CO_2
２．	t-CO_2
３．	t-CO_2
４．	t-CO_2

備考　１　本表の１．の欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた京都メカニズムクレジット（法第２条第６項に規定する算定割当量をいう。以下同じ。）の合計量を記載すること。併せて、第５表の２に、本欄に記載した京都メカニズムクレジットに係る情報を記載すること。
２　本表の２．以降の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量を記載すること。併せて、第５表の３に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、第５表の４に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を記載すること。

第５表の２　京都メカニズムクレジットに係る情報

識別番号	移転日	移転した量
～		t-CO_2
～		t-CO_2
～		t-CO_2
～		t-CO_2
合計量		t-CO_2

備考　１　移転日の欄には、国の管理口座への移転を行った日付を記載すること。
２　本表に記載したすべての京都メカニズムクレジットについて、特定排出者が国の管理口座への移転を行ったことを確認するため、国別登録簿システムから入手できる「算定割当量振替通知」を添付すること。